

### 第3章

# 評価範囲についての早めの協議が必要 内部統制報告制度見直しに伴う実務上の留意点

#### 【この章のエッセンス】

- 改正の趣旨を踏まえ、全社統制の評価項目や事業拠点、業務プロセスの評価範囲の見直しの要否について検討が必要である。
- 内部統制報告書に、財務報告に係る内部統制の評価範囲の決定の判断事由等を記載する。
- 内部統制報告書での記載も見据え、評価範囲について早めの協議が必要である。

次に内部統制基準・実施基準および内部統制府令の改正ならびにこれに対応した内基報1号の改正を踏まえた主な実務上の確認ポイントについて説明する。

## 内部統制の基本的枠組みに関する改正の影響

### (1) 内部統制の基本的枠組みの改正

内部統制の基本的枠組みに関しては、第1章に記載のとおり、内部統制基準・実施基準において次の変更が行われている。このうち、実務上影響があると考えられる主なものについて説明する。

- ① 「財務報告の信頼性」を「報告の信頼性(非財務情報を含む)」に変更
- ② 内部統制の基本的要素に関する変更
- ③ 経営者の内部統制の無効化に対する内部統制の例示の記載
- ④ 内部統制に関係を有する者の役

#### 割と責任の重要性を明示

- ⑤ 内部統制とガバナンスおよび全組織的なリスク管理の重要性を明示

### (2) 基本的枠組みの改正に伴う実務上の影響

内部統制基準・実施基準では、内部統制報告書において「財務報告に係る内部統制を整備及び運用する際に準拠した一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組み」の記載を経営者に求めており、一般的にこの枠組みとして内部統制基準・実施基準を参照することになる。そのため、経営者は、内部統制基準・実施基準の改訂を踏まえた内部統制の基本的枠組みに準拠して、内部統制の整備および運用ならびに評価を行うことが求められる。特に全社的な内部統制の評価にあたって

は、内部統制の基本的な要素ごとに実施基準で例示されている42項目が広く実務に利用されていると考えられるが、これらの評価項目の内容について今回の改正を踏まえ、必要に応じて、適切な見直しを行うことが求められる。

なお、評価項目の内容の適切な見直しに関しては、改正点である内部統制の基本的要素や経営者による内部統制の無効化リスクなどが適切に考慮されているかどうか、また、リスクの変化に応じて、リスクの再評価、リスクへの対応が適時に実施されているかどうかという点がポイントになると考えられる。

## 財務報告に係る内部統制の評価および報告に関する改正の影響

### (1) 内部統制の評価範囲の決定

第2章で記載のとおり、重要な事業拠点や業務プロセスを選定する指標として例示されている「売上高等のおおむね3分の2」や「売上高、売掛金及び棚卸資産の3勘定」を機械的に適用すべきでない旨が記載されるとともに、全社的な内部統制のう